

令和 7 年 第 4 回

いなべ市議会 定例会 議案

令和7年第4回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第17号	いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
議案 第58号	いなべ市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案 第59号	いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例の制定について	
議案 第60号	いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第61号	いなべ市梅林公園条例の制定について	
議案 第62号	いなべ市大안障害者活動支援センターの指定管理者の指定について	
議案 第63号	いなべ市山郷重度障害者生活支援センターの指定管理者の指定について	
議案 第64号	いなべ市立田農園の指定管理者の指定について	
議案 第65号	いなべ市菰野町清掃事務組合の設立について	
議案 第66号	令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第4号）	

令和 7 年第 4 回定例会提出議案

議案番号	件 名	議決要領
議 案 第 6 7 号	令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議 案 第 6 8 号	令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
議 案 第 6 9 号	令和 7 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議 案 第 7 0 号	令和 7 年度いなべ市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議 案 第 7 1 号	令和 7 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
	以下余白	

同意第 17 号

いなべ市教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

次の者をいなべ市教育委員会の委員としたいから、その任命について
議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町篠立 7 6 6 番地

氏 名 服部 了潤

生年月日 昭和 41 年 4 月 13 日

任 期 令和 8 年 1 月 30 日から令和 12 年 1 月 29 日まで

提案理由

教育委員会の委員 5 人のうち、長野源悟委員が令和 8 年 1 月 2 9 日をもって任期満了となるため、新たに服部了潤氏を任命しようとするもので、教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 58 号

いなべ市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）が施行されたことに伴い、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 4 項の規定により国家公務員との間に均衡を失しないよう、いなべ市職員の旅費に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(いなべ市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の旅費に関する条例（平成15年いなべ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 旅費（第9条—第23条）

第3章 雑則（第24条—第27条）

附則

第1条中「職員」の次に「及び職員以外の者」を加える。

第2条第1項中第5号を第7号とし、同項第4号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「届出は」を「届出を」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「若しくはその扶養親族又は遺族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第4号とし、同項第1号中「常勤」を「常時勤務」に、「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「内国」を削り、同条第4項中「職員が」を「職員又は職員以外の者が」に、「機関」を「本市の機関」に、「当該職員に」を「その者に」に改め、同条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができ

る場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更」を「次条第3項の規定によりその旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更」に、「以下同じ」を「同項及び同条第4項並びに第5条において同じ」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に、「市長が定めるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を削り、「旅行中交通機関等の事故又は」を「、旅行中」に、「その他市長が定める事情」を「その他規則で定める事情」に、「旅行額」を「旅費額」に、「市長が定める金額」を「規則で定める額」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行は」の次に「、次の各号に掲げる区分により」を加え、「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関し必要な」を「規則で定める」に、「これを当該旅行者に提示して行わなければ」を「当該事項を当該旅行者に通知しなければ」に改め、同項ただし書中「これを提示する」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条の見出しを「(旅費の種目)」に改め、同条第1項中「普通」を削り、「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、同条を

第7条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「その精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「供されるものをいう。」の次に「第4項において同じ。」を、「」を含む。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条を第8条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長及び教育長に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最下級の直近上位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長、副市長及び教育長に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最下級の直近上位の級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長、副市長及び教育長が移動する場合は、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項に規定するもののほか、公務について自家用の自動車を使用することを交通手段として市長が特に必要と認めた場合の規則で定める額とする。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定めるところによる。この場合において、同表中「指定職職員等」とあるのは「市長、副市長及び教育長」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「特別職以外の職員」と読み替えるものとする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用（以下「交通費」という。）及び当該宿泊に係る宿泊費基準額（前条の規定により読み替えられた省令別表第2に定める額をいう。）の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人

ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第2号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める定額とする。

（退職者の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第18条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの旅費（渡航雑費及び死亡手当を除

く。)とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 23 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 7 条並びに第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 28 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊料施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 職員が、市長又は他の条例の規定に基づき市長に相当する旅費の支給を受ける者に随行して旅行した場合において、任命権者が必要と認めたときは、当該市長に相当する旅費の支給を受ける者と同額の旅費を支給することができる。

第 28 条を第 3 章中第 24 条とする。

第 29 条中「若しくは第 64 条又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 47 条」を「又は第 64 条」に、「労働基準法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条又は船員法第 48 条」を「同法第 15 条第 3 項又は第 64 条」に改め、「又は費用」及び「若しくは費用」を削り、同条を第 25 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 26 条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第 30 条を削り、第 31 条を第 27 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 2 条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第4条中「支給する」の次に「旅費の種類及び」を加え、「別表のとおり」を「いなべ市職員の旅費に関する条例（平成15年いなべ市条例第44号）に定めるところによるもの」に改める。

別表を削る。

（いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年いなべ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表のとおり」を「いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成15年いなべ市条例第39号）第4条に規定する旅費の例により」に改める。

別表を削る。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年いなべ市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第2項とする。

別表を削る。

（いなべ市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第5条 いなべ市証人等の実費弁償に関する条例（平成15年いなべ市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表に定めるところ」を「いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例」に改め、同条第1号中「選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者」を「出頭した選挙人その他の関係人」に改め、同条第2号中「法第100条第1項」の次に「後段」を加え、「市議会で行う調査のため出頭した者」を「出頭した選挙人その他の関係人」に改め、同条第3号中「第109条第6項」を「第115条の2第2項」に、「第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第5項」に、「委員会の要求に応じ参考人として出頭した者」を「出頭した参考人」に改め、同条第4号中「監査委員の要求に応じ出頭した者」を「出頭した関係人」に改め、同条第5号中「第109条第5項」を「第115条の2第1項」に、「第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第109条第5項」に改め、同条第6号中「農業委員会の要求に応じ出頭した者」を「出頭した関係者」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6） 法第251条の2第9項の規定により、出頭した当事者及び関係人

第1条に次の1号を加える。

（8） 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき、又は市の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭した者で市長が支給の必要を求めたもの
第1条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、いなべ市職員の旅費に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 44 号）の例による。

第 2 条第 2 項中「(平成 15 年いなべ市条例第 42 号)」を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(いなべ市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後のいなべ市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前のいなべ市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 4 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

3 新条例第 26 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 第 2 条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例、第 3 条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 4 条の規定による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び第 5 条の規定による改正後のいなべ市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、前条に規定する改正後のいなべ市職員の旅費に関する条例の例による。

(いなべ市消防団に関する条例の一部改正)

第 4 条 いなべ市消防団に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「旅費等」を「いなべ市職員の旅費に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 44 号）の例により旅費」に改め、同条第 2 項を削る。

（いなべ市消防団に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 前条の規定による改正後のいなべ市消防団に関する条例の規定は、附則第 2 条に規定する改正後のいなべ市職員の旅費に関する条例の例による。

（いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 6 条 いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年いなべ市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 2 項後段を削る。

（いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 7 条 前条の規定による改正後のいなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、附則第 2 条に規定する改正後のいなべ市職員の旅費に関する条例の例による。

議案第 59 号

いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する
条例の制定について

いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行により住民基本台帳カードは廃止され、経過措置により平成 27 年 12 月 31 日まで発行された住民基本台帳カードは、令和 7 年 12 月 31 日をもって全て失効するため、いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 25 年いなべ市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（いなべ市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

2 いなべ市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 15 年いなべ市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成 25 年いなべ市条例第 25 号)第 3 条第 2 項の規定により住民基本台帳カードに印鑑登録証明書の交付を受けるために必要な情報の記録を受けた登録者及び」を削り、「同条例第 2 条に規定する多機能端末機」を「多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。）」に改める。

（いなべ市手数料徴収条例の一部改正）

3 いなべ市手数料徴収条例（平成 15 年いなべ市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「いなべ市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 25 年いなべ市条例第 25 号）第 2 条に規定する多機能端末機(以下この項において「多機能端末機」という。）」を「多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下この項において「多機能端末機」という。）」に改める。

議案第 60 号

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、保育所等に通っていない満 3 歳未満のこどもを育てている家庭が柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、乳児等通園支援事業の利用料を規定するため、いなべ市保育所条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市立保育所条例の一部を改正する条例

いなべ市立保育所条例（平成15年いなべ市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「及び預かり保育料」を「、預かり保育料及び通園支援利用料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 市長は、乳児又は幼児に乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）による乳児等通園支援（いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年いなべ市条例第24号）第2条に規定する乳児等通園支援をいう。）を提供したときは、当該乳児又は幼児の保護者から乳児等通園支援事業の利用料（以下「通園支援利用料」という。）として規則で定める額を徴収する。

第8条（見出しを含む。）中「及び預かり保育料」を「、預かり保育料及び通園支援利用料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 1 号

いなべ市梅林公園条例の制定について

いなべ市梅林公園条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市野遊び S D G s 基本構想に基づき、いなべ市農業公園梅林公園を再整備し、新たに宿泊施設を設けるため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市梅林公園条例

(設置)

第1条 いなべ市の梅林公園が長い年月をかけて育んできた歴史と文化を継承し、その魅力を未来へ伝えるとともに、山辺の暮らしの魅力に触れる体験を通じて地域住民と来訪者など多様な価値観を持つ人々が交わり共創する場を提供し、地域経済の循環、担い手の育成及び産業の振興を図り、持続可能な社会の実現に貢献するため、いなべ市梅林公園（以下「梅林公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 梅林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いなべ市梅林公園	いなべ市藤原町 851 番地

(施設)

第3条 梅林公園に次の施設を置く。

- (1) 宿泊施設
- (2) キャンプ施設
- (3) 附属施設
- (4) 公園施設

(利用時間)

第4条 梅林公園の施設利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊施設宿泊利用の場合 午後2時から利用を終了する日の午前10時まで
- (2) キャンプ施設宿泊利用の場合 午後2時から利用を終了する日の午後0時まで
- (3) 日帰り利用の場合 午前10時から午後4時まで

(管理)

第5条 梅林公園の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、当該指定を受けた梅林公園において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用者から徴収する業務
- (3) 維持管理に関する業務
- (4) その他運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第7条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日から5年以内とする。ただ

し、指定期間満了後の再指定を妨げない。

- 2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から、同日後最初の3月31日までの間を1年間とする。

(利用の許可)

第8条 第3条第1号から第3号までに掲げる施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は行為の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外の目的に使用することが明らかになったとき。
- (3) 梅林公園の管理上指定管理者が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (4) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(行為の制限)

第10条 梅林公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 広告物等を掲示し、又は配布すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項の許可に梅林公園の管理上必要な条件を付けることができる。

(行為の不許可)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の行為を許可しないことができる。

- (1) 梅林公園の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 梅林公園を使用させることが適当でない認められるとき。

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の

承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 14 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第 15 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第 9 条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 16 条 指定管理者又は利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、指定管理者又は利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(遵守義務)

第 17 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (5) 前各号のほか、指定管理者が指示する事項

2 指定管理者は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これに従わないときは、梅林公園からの退去を命ずることができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行日前においても、指定管理者の指定の手続を行うことができる。

3 前項の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行日前においても、利用に関し必要な行為を行うことができる。

(いなべ市農業公園に関する条例の一部改正)

- 4 いなべ市農業公園に関する条例（平成 26 年いなべ市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「エコ福祉広場」を削り、同表いなべ市農業公園梅林公園の項を削る。

第 8 条第 1 項中「エコ福祉広場」を「農業公園」に改める。

別表（第 12 条関係）

区分 1	区分 2	利用区分	利用料金	
			基本料金	個別料金
宿泊施設	長屋	宿泊（1 泊当たり）	120,000 円以内	3 歳以上 1 人につき 2,000 円以内
	宿泊デッキ		80,000 円以内	
	キャビン		20,000 円以内	
	長屋	日帰り	60,000 円以内	3 歳以上 1 人につき 2,000 円以内
	宿泊デッキ		40,000 円以内	
	キャビン		10,000 円以内	
キャンプ施設	キャンプサイト	宿泊（1 泊当たり）	15,000 円以内	3 歳以上 1 人につき 2,000 円以内
	オートキャンプサイト		10,000 円以内	
	キャンプサイト	日帰り	8,000 円以内	3 歳以上 1 人につき 2,000 円以内
	オートキャンプサイト		5,000 円以内	
附属施設、附属設備	その他市長が定める附属施設及び附属設備	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額		

備考

駐車料金は、4 輪車 1 日 1 台 2,000 円以内、2 輪車 1 日 1 台 1,000 円以内、キャンピングトレーラー等の大型車 1 日 1 台 4,000 円以内、観光バス 1 日 1 台 8,000 円以内とする。

議案第 6 2 号

いなべ市大安障害者活動支援センターの指定管理者の指定 について

いなべ市大安障害者活動支援センターの指定管理者を次のとおり指定
しようとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
社会福祉法人晴山会
理事長 山中 猶文
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市大安町大井田 2 6 6 9 番地 5
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

いなべ市大安障害者活動支援センターの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者である社会福祉法人晴山会を引き続き指定管理者として指定しようとするもので、指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 3 号

いなべ市山郷重度障害者生活支援センターの指定管理者の
指定について

いなべ市山郷重度障害者生活支援センターの指定管理者を次のとおり
指定しようとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
社会福祉法人あじさいの家
理事長 打田 浩
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市北勢町其原 8 2 3 番地 4
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

いなべ市山郷重度障害者生活支援センターの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者である社会福祉法人あじさいの家を引き続き指定管理者として指定しようとするもので、指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 4 号

いなべ市立田農園の指定管理者の指定について

いなべ市立田農園の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 指定しようとする団体の名称及び代表者
有限会社フジタ
代表取締役 藤田 鉄夫
- 2 指定しようとする団体の事務所の所在地
三重県いなべ市藤原町上之山田 5 9 1 番地
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

いなべ市立田農園の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、現在の指定管理者である有限会社フジタを引き続き指定管理者として指定しようとするもので、指定管理者の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 5 号

いなべ市菰野町清掃事務組合の設立について

いなべ市及び菰野町のごみ処理に関する事務を共同処理するため、いなべ市菰野町清掃事務組合を設立することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

いなべ市及び菰野町のごみを広域で処理するための施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項に基づき、規約を定めて一部事務組合を設けることに関する関係地方公共団体との協議については、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市菰野町清掃事務組合理約

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 議会（第5条―第8条）

第3章 執行機関（第9条―第13条）

第4章 経費（第14条）

第5章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（組合名称）

第1条 この組合は、いなべ市菰野町清掃事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、いなべ市及び菰野町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、構成市町のごみを広域で処理するための施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、いなべ市内に置く。

第2章 議会

（組合の議会の議員の定数）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、構成市町からそれぞれ4人を選出する。

（組合議員の選挙）

第6条 組合議員は、構成市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員が生じた構成市町の議会において速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

（議長及び副議長）

第8条 組合の議会に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に会計管理者及び職員を置く。

(執行機関の選任の方法)

第10条 管理者及び副管理者は、構成市町の長の協議により、構成市町の長のうちからこれを定める。

2 会計管理者は、構成市町の会計管理者のうちから管理者が任免する。

3 職員は、管理者が任免し、その定数は条例で定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、構成市町の長の任期による。

(職務権限)

第12条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、構成市町の識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、構成市町の識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、構成市町の負担金、補助金その他の収入をもって支弁する。

2 前項に規定する構成市町の負担金の額は、毎年度定めるものとし、その負担割合は、別表に掲げるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 組合議員の選出その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約

の施行前においても行うことができる。

別表（第14条関係）

経費の区分	負担割合
建設準備費	均等割
施設建設費	計画ごみ量割
施設管理費	実績割
組合運営費	均等割

備考

- 1 計画ごみ量割は、施設建設の基礎となった構成市町の計画ごみ量による。
- 2 実績割は、経費を支弁する年度の前々年度のごみの搬入量による。ただし、施設の供用開始の日の属する年度及び翌年度については、施設建設の基礎となった構成市町の計画ごみ量による。
- 3 施設建設費に係る地方債の元利償還金の負担割合は、施設建設費の負担割合による。
- 4 経費の区分又は負担割合により難い経費については、組合及び構成市町の協議による。

議案第 66 号

令和 7 年度いなべ市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度いなべ市一般会計補正予算（第 4 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 67 号

令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 68 号

令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 69 号

令和 7 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案の
とおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 70 号

令和 7 年度いなべ市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度いなべ市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 7 1 号

令和 7 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 3 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

